

JIS

屋外照明基準

JIS Z 9126 : 2021

(IEIJ/JSA)

令和 3 年 12 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	古 関 隆 章	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 淵 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	大 隅 慶 明	一般社団法人日本電機工業会
	岡 本 正 英	株式会社日立製作所
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	田 中 博 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	林 泰 弘	早稲田大学
	平 田 真 幸	IEC/CAB オルタネート (富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)
	平 本 俊 郎	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.1.20 改正：令和 3.12.20

官 報 掲 載 日：令和 3.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人照明学会

(〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル TEL 03-5294-0101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 照明の一般要求事項	2
4.1 一般原則	2
4.2 照度	3
4.3 輝度分布	4
4.4 グレア	4
4.5 環境の持続性	5
4.6 光の指向性	6
4.7 光色及び演色性	7
4.8 フリッカ及びストロボ現象	7
4.9 保守率	7
4.10 エネルギーへの配慮	8
4.11 非常時用照明	8
5 照明の個別要求事項	8
5.1 一般	8
5.2 作業場以外の照明	8
5.3 屋外作業場の照明	10
6 検証の手順	17
6.0 一般	17
6.1 照度	17
6.2 屋外グレア	17
6.3 障害光	17
6.4 平均演色評価数	17
6.5 相関色温度	17
附属書 JA (規定) CIE 薄明視分光視感効率に基づく推奨照度補正方法	18
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	20
解 説	24

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人照明学会（IEIJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 9126:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

屋外照明基準

Recommendation for outdoor lighting

序文

この規格は、2005年に第1版として発行された **CIE S 015** 及び 2018年に第1版として発行された **ISO/CIE 8995-3** を基として、**JIS Z 9110** 及び他の個別照明基準との整合性を図るため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

個別の日本産業規格の照明基準 (**JIS Z 9111**, **JIS Z 9116**, **JIS Z 9125**, **JIS Z 9126** 及び **JIS Z 9127**) とこれらの全ての分野を総括する **JIS Z 9110** との関係を明確にする一連の改正の一環として、**JIES-010:2014**, **CIE 191:2010**, **CIE 150:2003** などを参考に、**CIE S 015** 及び **ISO/CIE 8995-3** を基に一部を変更して作成した日本産業規格である。

なお、**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、夜間の屋外空間及びそれらに関連する領域で行われる通常の視作業並びに種々の行為が、安全かつ安心に、容易かつ快適に行えるために必要とする照明の量及び質に関する照明基準を示し、それらの照明の要求事項について規定する。ただし、災害時のための非常時用照明及び防災照明は、対象から除いている。

この規格は、特定の問題の解決策を提供するものではない。また、新しい技術の採用及び設計の自由を制限するものではない。

注記 1 特定の視環境を得るために、照明システムをどのように設計することが望ましいかについては、関連の国際照明委員会（以下、CIE という。）ガイド、報告書及び一般社団法人照明学会規格に記載されている。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

CIE S 015:2005, Lighting of outdoor work places

ISO/CIE 8995-3:2018, Lighting of work places – Part 3: Lighting requirements for safety and security of outdoor work places (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。